

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第62号 令和2年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：升教育総務課長～別紙

質 疑

○仲山委員

では、質問させていただきます。

まず、小学校、中学校に配備されます大型モニターについてお伺いします。

今、通常授業の場合、モニターとして授業に使うということはイメージしやすいんですけども、遠隔学習等の利用の仕方について、どのようなことを考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○河本学校教育課長

遠隔学習に関する内容についてお答えいたします。

整備が進みまして、遠隔学習に取り組む際、有事の際の各家庭とのやり取りも想定しておりますし、さらに学校間で子供の数の大小ございますので、各学校間による交流も深めて、より多くの世界観に触れさせる、価値観に触れさせる、そのような活動もこのシステムを導入することで可能になると考えております。

以上でございます。

○仲山委員

学校間とか、それは既存のそういうシステム、何か利用できるようなシステムがあって、それによって学校同士であるとか、家庭とであるとか、できるということと理解していいんですか。

○河本学校教育課長

現在、研究最中ではございますが、既存のアプリケーション等を活用しまして、その実現に向けた動きをつくっております。

以上です。

○仲山委員

おおむね理解しました。

あと、大型モニター、先ほど、台も一緒に答えていらっしゃいましたので、確認ですけども、壁に設置だとか、建物に固定するわけではないと理解してよろしいんでしょうか。

○升教育総務課長

台についてのお尋ねを頂きました。

テレビにつきましては、キャスターつきの台に乗せて移動ができるように、利便性向上を図るために台ということで、今、想定をしております。

以上でございます。

○仲山委員

移動が可能であれば、邪魔なときというんでしょうか。普段の置場だとか、使うときとかいうことで移動して使われるのかなということが大体了解できました。

ただ、学校の教室、想像しますと、教壇側を見ますと正面に大きく黒板がありまして、廊下側には、よく分かりませんが、日直だとか生徒側への情報、窓側のほうに関しては教員の棚であるとかいろんなものがあったりしてというような状況なんで、正面側にはあまりそう大きいものが置いておけるスペースがちょっと想定できなかったもんですから、普段はそういうものがないところにちょっとよけておいて、使うときに出してくるというふうに理解していいんですか。

○河本学校教育課長

前側のほうにテレビを設置する、これは実際、物理的に可能な状況ではあります。

ただ、子供の意識といいますか。前方のほうにたくさんの掲示物があることは、あまり教育上よくない場面も想定されるので、状況に応じてテレビの場所は決定していければと考えております。

以上です。

○仲山委員

おおむね了解しました。

次に参ります。

電子図書館システムのことについてお伺いします。

これは、どのような利用の仕方というのができるのか、具体的なことが分かるようでしたら教えていただけますでしょうか。

○前田図書館長

電子図書館の利用方法につきましてお答えします。

利用方法につきましては、現在、導入前なので、まだ細かなところは決定しておりませんが、電子図書館の利用者が図書館窓口においてまず利用登録をいただき、登録が完了しましたら、自分のスマートフォン、タブレット、パソコンなどでインターネットを通じて電子図書館のサイトに接続し、電子書籍を利用する形になるのではないかと考えております。

以上であります。

○仲山委員

今のお話で、要は、登録がなされれば、タブレットなりスマートフォンなりコンピューターなり、端末で個別に電子図書が読めるというふうなことで理解していいんですか。

○前田図書館長

そのとおりでございます。

○仲山委員

今、登録に関して、図書館においてという話がありました。これ、やりようによっては、オンラインで登録ということも可能なのか。

あとは、今、通常、図書館というのは市民、居住者、それと市内で働いている方であるとか通学している方なんかは借り出せるカードを作れるようになっているかと思うんですけども、閲覧自体に関しては誰でも利用できるという形かと思えますけど、電子図書館の場合には、そのあたりはどのようになっているんでしょう。

○前田図書館長

電子図書館の利用につきまして窓口での登録が必要というのは、一応、利用者を制限するため、本人確認を一度行う必要があります、窓口で登録をしていただくこととなります。

電子図書館の利用者につきましては、現在、市内在住者、市内への通勤・通学者のみということ想定しております。

以上でございます。

○仲山委員

その条件で、確認をするために図書館で登録しなければならないと。やりようによっては、何かオンラインでもできなくはなさそうな気もするんですけども、研究をしていただければと思います。

あと、これを機会に電子図書館というのを、開けないときというだけではなくて、有効な話かなと思うんですけども、とりあえず、まず始めることとなりますけど、今後に関して、何かお考えがあるようでしたら、お伺いできますか。

○前田図書館長

電子図書館の今後の展開につきましては、アフターコロナの時代に適応した安心、安全に図書館を利用できる方法を、電子図書館含め、サービスの提供方法などを検討し、利用者の皆様が読書を継続していけるよう努めてまいりたいと考えております。

○仲山委員

ありがとうございました。以上です。

○田邊委員

おはようございます。

今、説明を聞きましたけど、テレビの額が2,780万円ということですけど、5ページの歳入で学校保健特別事業費補助金の2分の1、そのあたりの625万円と300万円、これを合わせて925万円ですけど、トータルでかかる2,780万円に対して925万円ということは、あとの残りのテレビ購入費は、いわゆる新型コロナの地方創生交付金のほうでしょうか。

○升教育総務課長

ただいま、財源についてのお尋ねを頂きました。

こちらの財源につきましては、今、御紹介いただきました補助金、この補助率が2分の1となっております。ですので、対象事業費が超えている部分がございます、今回の購入で。その超えている部分に、事業費に応じてコロナの創生交付金、こちらが充当されているということでございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。6月補正の時点でG I G Aスクールという構想はあったんですけど、今回の臨時会で大型テレビという大きいものが出てきたということでもあります。6月補正の時点で、G I G Aスクール構想についてはすでに3か月分の予算が組まれておったところなんですけど、約2,000万円。それは、令和3年1月から3月の3か月分です。その間にG I G Aスクールをやらないといけない、そのG I G Aスクールをやる上で大型テレビが必要というところです。だから、大型テレビはあと残り5か月の間に設置するというところなんですけど、そのスケジュールなどを答えられる範囲でお願いしたいと。

○升教育総務課長

スケジュールについてのお尋ねを頂きました。

今、委員に御紹介いただいたとおり、今回の大型テレビ装置は、G I G Aスクール構想を進めていく中で必要不可欠な備品と認識をしております。

そういったことから、今、御紹介いただきましたように、タブレットが導入されて、開始される、来年1月までに整備する必要があると考えております。また、感染症対策ということもございますので、できるだけ早い調達を目指しておりますけれども、12月末までには何とか整備を終えたいと考えているところでございます。

以上です。

○田邊委員

G I G Aスクールについては、5年で結構大きな額が経常的にかかる、4億5,000万円という考え方なんですけど。こういったことで、これからの教育でそれだけお金がかかるよというところなんですけど、テレビを活用するに当たって、学校現場ではどういった意見があるかというところをお願いしたいと。

○河本学校教育課長

学校現場での大型テレビの活用に関するお尋ねであったかと思えます。

通常の授業において、資料提示や子供の活動状況をそれぞれが相互に確認することで、子供の思考を深めていくための大変大きな一要素になるのではないかと考えております。

特に、次の3点での活用が、今、有効であると考えているところです。まず1点目、対話的な学びの質的な向上が図られていくだろう。具体的に言いますと、児童生徒が、ノートやデジタルプリントに書いたことを大型テレビに投影しまして、より大きく提示することで、自分の考えを基に、説明をしたり、協議をしたりする、そんな今まであまり取り組めていない学習形態が想定できます。

続いて2点目、教材そのものの活用も充実していくのではないだろうか。例えば教科書とか、あと、資料にある、ここに目をつけてほしい、ここに気づいてほしいという部分を大型テレビに投影することで、それをヒントにしながら子供たちの思考が深まっていく、広がっていくのではないかと考えております。

また、その部分に併せて、教職員の働き方の改革にも若干寄与できるかなど。今までそういう資料を手作りとか、いろんな作業を伴っていた部分もあるんですけども、この大型テレビを活用することで資料そのものをダイレクトに映すことができますので、教職員の業務改善にも寄与するものとも捉えております。

最後、3点目です。これも昨今の教科書の特徴ではあるんですけども、教科書の中にデジタル教材そのものが組み込まれております。そのデジタル教材を梱包されている部分にスポットを当てて、その資料を大型テレビに映すことで学びの質が一層進んでいくのではないかと、そのようにも考えております。

以上でございます。

○田邊委員

理解したようで、しないような部分も、なかなか難しいところがある。いきなりですのでね、G I G Aスクール、いわゆるI C Tがいきなり入ってきたんで、今後の動向というところとは思うんですけど。

今回、予算を組んで、教育に特化したG I G Aスクール、ソサエティ5.0とか、そういったいろいろなものがあるんですけど、市としては、年間に恐らく、6月議会でも言ったように通信運搬費で8,000万円はかかるという計算で、リースの計算なんですけど、5年で4億5,000万円ということなんですけど、そういった中で、いかに充実できるかという部分が重要かなと思うんですけど、そのあたり、よろしくお願ひしたいと。毎回毎回そういった補正なりで、G I G Aスクールに関して、I C Tに関してはどんどん出てきますんで、より市民及び議会にも事前にその説明もしてもらおうとありがたいというところが私の考えているところです。

あと、6月議会で研究チームをつくって行うという部分があったんですけど、その部分、この関係は、大型テレビとかそういったもので、チームの部分はどうなんです。

○河本学校教育課長

今、委員さん御指摘のように、研究チームの状況でございますが、チームのトップ、責任者となる座長と、あとコアの中核メンバーの選定が終わりまして、現在、研究を開始しております。今まで既に5回ほど協議を行っております。そのうちの1回は集まった協議ですが、残りの4回についてはオンラインで協議を行っているところです。ここでは、端末等の基本仕様とか導入するアプリの検討を行いまして、現在、ある程度、その策定作業が済んだ段階にあります。

これからなんですが、今、各小中学校のほうに公募をかけております。公募の委員が上がってきますので、これから若干チームの組織を大きくして、より具体的なICTの活用に向けた取組み並びに大型テレビの活用方法についても一つのテーマとして取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○田邊委員

分かりました。5回の協議と公募をかけて、今、行っているということなんですけど、そのあたりをお願いします。それなりの方向性が出てきたら、また議会のほうにもお願いしたいというところで、以上なんですけど、あとは図書館の1点ほど。

図書館の運営、これ、電子図書館を行うということなんですけど、これについて一番重要なところは市民への周知、これをどういった形で市民に周知するかというところ、ちょっと気になる点であります。そこを少しお願いします。

○前田図書館長

周知についてお答えいたします。

電子図書館の周知につきましては、電子図書館の開始が決まりましたら、広報や館内掲示、またインターネットを通じたホームページやフェイスブックなどを利用し、周知していきたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

そういった、今、いろいろな媒体を使って周知するということなんですけど、それについて、今後周知してどういったことが望めるか。新規に図書を利用する方を取り入れるという部分なんかもあるんでしょうか。

○前田図書館長

現在、想定しておりますのは、これまであまり図書館を利用していなかった10代、20代、その年代を重点的に周知が図れるよう検討したいと考えております。

○田邊委員

分かりました。1,400万円の予算で行うので、ぜひそういった効果を期待しますので、

よろしく申し上げます。
以上です。

○西村委員

政府の方針ですから、機械を買うのは誠に結構なことだと思うんですが、今、河本先生の説明にもありましたが、なるほど、テレビなんかでもそういう使い方をするのかというふうに理解が深まりました。

ただ、今までホワイトボードだとか、それから教育委員会の中にも子供たちに提供するいわゆるコンテンツを備えて、イントラネットで学校をということを散々やってきまされたけども、議会のほうにはどういう効果が上がったのかという、どういうふうに使っているのか。例えば、ホワイトボードにしても、浅江のほうではよく使っているけど、ほかの学校はどうなんだとか、そういうものがぜひ、教育報告会みたいなものがあるじゃないですか。ああいう場でもどんどん報告をされて、議会のほうにもこんなふうに役に立ちましたよという報告はぜひ欲しいなと思います。

それと、今ちょっと、本会議場でも質問がありましたが、電子図書館、それ、イメージは分かります。私たちもう、実を言うと、スマートフォンで書籍を見るようになっていきます。ただ、今言うように、10代、20代の子に対して、どんなコンテンツを提供するのかというのをもう少し御説明いただいたらなと思います。

というのは、「ちはやふる」というかるたの漫画があるの、御存じですか。私は最初アニメで見たんですけど、あれ、ものすごい本が出ているんです。そういうものをお使いになって、文学的なものを子供たちに刷り込んでいくのか、それとも岩波全書みたいなものをこういうデジタルコンテンツとして提供して、見てねというのか。どういう方針なのかをもう少しお伺いしたいなと思いました。

○前田図書館長

選書方針についてお答えいたします。

電子書籍につきましては、通常の選書方針と違い、図書館の現在の利用ターゲットとは違う層に対して選書をするを予定しております。本会議のほうでもお答えしましたが、10代、20代でも読める、大人も読める一般書、哲学や歴史、自然科学、技術など、社会生活に役立つ教養的な書籍や、また児童書につきましても、子供時代に読んでおくべき名作、大人も読める名作文学、また図鑑などを中心として選書していく予定としております。

以上です。

○西村委員

ぜひ、特色のある、工夫したものを選択していただきたいと思います。

僕が子供の頃は、グリム童話100選という本がおうちにあって、それを実は姉が読んでくれていたんです。そうしてくれると、耳から入ってくるもんですから、今でもいろんな童話が頭に残っていますけども、この電子図書は、例えば音声は聞けるのかどうか、

ちょっとお尋ねしたいと思います。

○前田図書館長

電子書籍の特徴として、文字サイズの拡大機能や音声読み上げ機能など、読書困難者や高齢者にも本が読みやすくなる仕様がある本もあります。一部あります。全ての本がそうではないものです。

以上です。

○西村委員

ぜひ、耳から入る本も、例えば落語だとか、それから今、浪曲みたいなものもたくさん出ていますんで、そういうものもぜひ取り入れていただきたいというふうに御要望させていただきます。

以上です。

○森重委員

一点だけ、ちょっとお聞きします。

今回、G I G Aスクールで、1人1台の端末を子供たちがいろんな意味で活用していくわけですが、そのG I G Aスクールの中で、電子図書の活用というか、今おっしゃったように、利用が少ない年代に対して、今回そういうふうにG I G Aスクール構想で1人1台の端末持つわけですが、そのあたりの関連性といいますか、つなぐというか、その辺のお考えは何かあるのでしょうか。ただ、どういうふうに1人1台の端末が授業中あるいはまた今後有事のときに家と学校をつなぐ、教育の活用で使うということもあるんですが、今のように電子図書が入って、またこういう世代に関連づけていくということも一つ大きなチャンスになると思うんですが、そのあたりのお考えが何かありましたらお聞かせください。

○前田図書館長

今後、電子図書館が入りましたら、学校連携としての電子図書館の利用は検討しないといけないとは考えております。ただ、電子図書のライセンス等で、1冊につき同時貸出しが1冊とかになりますので、取扱い方法を、今後の検討とさせていただきます。

○森重委員

いろんな意味で大きな展開ができていくと思いますし、今後、子供たちのそういう読書意欲云々も、従来のやっぱり本を借りてという形ではなく、ある意味で音声で聞いたり、色を見たりということで、大きく、個に応じた最適化という意味ではいろんな興味が湧き出てくるのではないかと思いますので、そういう方面も少しプラスして考えていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、もう一点は、ちょっとこれは直接学校教育の面から関係ないのかもしれませんが、今回、国の目指すところでは、学校におけるW i — F i機能、いわゆる通信

整備、機能整備、通信基盤の整備、こういうものがやはり今後のまちづくりにおいて、その地域地域にある学校ということで、今後の、先ほどソサエティ5.0というふうな、次の時代に向けて、やっぱりまちづくりの中でもそういう地域のICT化とかいうものが、学校のそういう設備を中心にいろいろと急速に変わってくるのかなというふうにも思いますので。今現在の光市内の学校のWi-Fi機能のレベルといいますか、今回、LTEでリースになりましたので、そのあたりを徹底的にやる自治体と、うちのようにリースでやっていくというところではちょっと格差が出てくるのかなということは危惧しておりましたので、今後、そのあたり、将来的に展開はできると思うんですが、そのお考え。一つはそういうこともちょっと頭に置いておかないと、急速な学校のICT化は、授業のみならずまちづくりにも非常につながってまいりますので、特にまたコミュニティスクール等で各地域とも学校つながっておりますので。そのあたりのお考えがちょっとありましたら、お聞きいたします。

○升教育総務課長

学校のそういった環境というお尋ねだろうと思います。

さきの委員会でお諮りをいたしましたけれども、校内LANの整備ということで、Wi-FiまたLTE方式、こちらの選択をいたしました。その際にやはり一番大事にしたのは、そういった環境が、どちらかを選ぶことによって不利にならない、学習に影響が出ないということを第一義に検討いたしました。その結果、LTEにしておるということですので、今回の選択をしたことによって格差が生まれる、教育の学びに影響が出るということは、今は考えておりません。

委員のほうからは、将来の建物のインフラとしての価値等々の御提言と思います。当然、そういったことも含めて、教育委員会だけで考える問題ではないとは認識しておりますけれども、そういったことも踏まえながら、関係部局とも話をしていきながら、ICT化を進めていく必要があると、そういうふうに認識しております。

以上でございます。

○森重委員

避難所等にもなっております学校、防災関係の面でも、5Gとかいろいろ、そういう前提となるこういう基盤整備がしっかりしておかないと、今後はやっぱり時代背景的に見て急速に変わりつつあるという。GIGAスクールでも前倒しで急速にこうしてくというのが、1つは教育の面もありますけど、まちづくりもICT化の時代で、かなり速い勢いでということも頭に置いておきながら。教育の面が主ですけども、いろんなそういう関連性があることを、やっぱり学校という施設が地域の中心という部分になるところもありますので、そのあたりもしっかり精査をしていきながら、共に考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第62号 令和2年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：山岡財政課長～別紙

質 疑

○田邊委員

推移の確認をしたいと、財調の推移の確認。

今回の新型コロナウイルスの感染対策地方創生臨時交付金の二次補正、これは、光市分は4億9,925万3,000円ということなんですけど、これは自治体からの交付申請、先行受付分の締め切りは7月31日だったと思うんですけど、最終受付、締め切りはいつなんでしょうか。そのあたり、ちょっと教えてください。

○山岡財政課長

9月末が予定されているところでございます。

○田邊委員

分かりました。

それで、財調の推移、先ほど言ったように。5月補正では、どれくらい取り崩したんですか。

○山岡財政課長

財調取崩し額の、本年度の推移状況の御質問を頂きました。

今回の補正までを含めたものを順次申し上げますと、当初予算で2億3,600万円の取崩し、5月補正で1億5,000万円、6月補正で1億7,000万円、7月補正で5,500万円、7月補正の追加分で6,732万2,000円の取崩しを行ったところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

先ほど議決された専決処分で2件、これの5号の災害復旧費で5,500万円、それと6号の徴税費で6,730万円、このトータルが1億2,232万円ということなんですけど、今回、財調に積んだ1億3,000万円とそれが相殺されて、6月議会では残高が15億7,000万円程度だったんですけど、今回、先ほど所管が答えられた残高が15億8,700万円ということでは何らあまり変わりはないと、6月の議会のときの残高と。若干、1,700万円がプラスされたという考え方でよろしいんでしょうか。

○山岡財政課長

金額的には、委員仰せのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。6月補正でも言ったように、この第3次行政改革大綱で20億円、これを目指していると。今後のコロナと台風や豪雨等の災害、複合災害、こういったものについて備えた財源について、コロナ対応も大変なところなんですけど、市の財政も厳しいと思うんですけど、今後ともその財政運営をお願いしたいというところで、確認の質問を今回いたしました。

以上です。

○森重委員

今回の二次補正分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、光市、ここで金額的に4億9,900万円というふうになっておるわけなんですけども、これに対して、実施計画の立案をされたというふうに思いますが、総まとめのところでは、これは企画の関係なんですか。所管所管では吸い上げ、もちろんあったと思いますけども、そのあたりちょっと。

○山岡財政課長

実施計画については、財政課のほうで取りまとめて提出したところでございます。

以上です。

○森重委員

それでは、本臨時議会で様々な、教育等いろんなところのそういう配分、今、審議中なんですけども、市全体の視点として、どのような観点からのこのような実施計画、立案の際にどういうことを考えられたのか、また市全体の予算配分としてどういうことを考えられたのかということが、もし分かればお示してください。

○山岡財政課長

このたびの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の全体的な使い方という御質問だと思います。

これに対して、国は1回目の交付金に対しましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業をできるよう創設するという目的を定め1兆円を設けました。当然、1回目の交付金を活用するときには、これに基づいた事業計画を市に必要な内容を精査した上で実施いたしました。

このたびの2回目の交付金につきましては、新たに家賃支援を含む事業継続や雇用維持等対応分として1兆円を配分、さらに新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分として1兆円が配分されました。

国においても、これに基づいたものについて対応をお願いしたいとのがございましたので、国の方針も鑑みつつ、本市に必要な事業内容を精査した上で決定したところ

でございます。
以上であります。

○森重委員

そうですね。まさにアフターコロナといいますか、コロナ後の新しい生活様式という部分での様々な取組も今回拝見させていただきましたので、国の方針として、やっぱり今後は各自治体が自立に向けてどのような手を打っていくかというふうな方向で配分がされるし、また自分たちが考えていかなきゃいけないということで、今後はこのようなやはり光市独自で様々な、国に基づいてやるんですけども、そのあたりがちょっと大事になってくると思います。特に、今、2波ですけども、3波というふうに今から続きまして、やはり、二、三年はこの厳しい状況が継続するだろうというふうに言われておりますので、新しい生活様式という部分も今後ともしっかりと深く考えて、予算配分といいますか、本当に意味があるというふうなものに配分していけるようによろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 62 号 令和 2 年度光市一般会計補正予算（第 7 号）〔所管分〕

説 明：加川総務課長～別紙

質 疑

○仲山委員

お願いします。

防災諸費のところの備品のところですけども、屋根付パーテーション、これは既に導入がされているかと思えます。このたび増やしたということで理解しておりますけれども、感染症対策として、使い方あるいは目的あたりについてお伺いできればと思えます。

○小熊防災危機管理課長

今回の屋根付パーテーションの使い方等についての御質問だと思います。

まず、屋根付パーテーションにつきましては、既に今年度の避難所環境整備事業のほうで 30 基ほど購入をさせていただきまして、現在、一般の避難スペースにおいて授乳用、女性更衣室用として配備をしておりますが、このたび追加しようとするものにつきましては、避難所における妊婦の方等の専用スペース、こちらのほうが複数の方での共同利用が基本ということになりますので、お互いの距離を確保するための間仕切りとして使用することを想定しており、100 基の購入を予定しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

より距離を保つことができるというか、スペース的に余裕ができるということと理解いたしました。

もう一点、間仕切りフェンスというものが上げられています。どのようなもので、使い方としてはどのように考えているか、そのあたりをお伺いします。

○小熊防災危機管理課長

間仕切り用フェンスについてのお尋ねでございますが、間仕切り用フェンスにつきましては、令和 2 年 7 月豪雨における全国的な避難所の状況、それから本市の開設時の状況等を踏まえまして、身体的距離の確保を徹底するために配備をしようとするもので、卓球用の防球フェンス、こちらを転用して一般の避難スペースにおける間仕切り用として使用することを想定しており、740 台の購入を予定しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

確実に仕切って、距離を保つということにつながるかと思います。理解しました。

今、740 台程度と聞いたわけですがけれども、量的に結構な量なんですけれども、これの保管、収納等について、どのような考えか、お伺いしていいですか。

○小熊防災危機管理課長

間仕切り用フェンスの保管場所についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、今、委員さんもおっしゃられたように、数量が多いということでもありますので、避難所開設時の搬入に時間を要するということが想定されることから、通常、保管場所としておりませんが、学校施設においても、学校のほうと調整をしまして、施設内に保管することとしているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

各避難施設で保管ということをお伺いしました。了解しました。ありがとうございます。

○田邊委員

今回の国の臨時交付金、二次補正分は、避難所でのコロナ対策にも活用できることが内閣府から自治体に対して通知されたということは存じておりますが、その中で、補正で出てくる防災事務費などのこういったものなんですけど、新型コロナ対策での備蓄物資と災害対策での備蓄物資、これを相互に分け目なく使えるのか、そういったところを聞いておきたいというところなんですけど、お願いします。

○小熊防災危機管理課長

新型コロナ対策の備蓄の物資と災害用の物資の相互の融通利用というような形の御質問かと思いますが、いずれも緊急対応が必要な場合に使用するための備蓄でございますし、法律の規定のほうからも、これは可能であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。相互に融通できるというところは、新型インフルエンザの対策等特別措置法第 11 条にのっとって利用できるというところと思うので、お願いします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」